



福岡医発第1727号(地)

平成21年12月22日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉義武
(公印省略)

船員保険と労災保険の統合に係る周知について

寒冷の候、貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、雇用保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日より施行されることに伴い、同日以降は船員保険における給付のうち、職務上疾病等(労災保険相当分)については労災保険から給付されることとなります。

本改正に伴い、厚生労働省において、医療機関及び被保険者向けの周知用リーフレットが作成された旨、日本医師会より通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知頂くとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本リーフレットは直接労災指定医療機関に配布されることとなっております。
- 2) 健康保険に相当する部分については、同日より、運営が社会保険庁から全国健康保険協会に移管されますが、詳細は別途ご連絡いたします。

小郡三井医師会より

労災保険担当・医療保険副担当 島田昇二郎
医療保険担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

平成 21 年 12 月 16 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正



船員保険と労災保険の統合に係る周知について

平成 22 年 1 月 1 日より、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）の施行に伴い、船員保険における給付のうち、職務上疾病等の労災保険給付に相当する部分が労災保険と統合され、同日以降に船員が職務上（業務上）の災害又は通勤による災害を被った場合の療養の給付は、労災保険から給付されることとなります。

今般、厚生労働省において、本統合に係る医療機関および被保険者向けの周知広報用リーフレットを作成し、直接労災指定医療機関に配布する旨の連絡があり、本会あてに協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。（各労災指定医療機関には 12 月下旬に届く予定となっております。）

また、本統合の周知に関し、都道府県労働局より直接都道府県医師会に説明およびご協力依頼申し上げる予定と聞いておりますので、その際にはよろしくご対応のほどお願い申し上げます。

なお、健康保険に相当する部分（職務上（業務上）外の疾病等に係るもの）につきましては、平成 22 年 1 月 1 日より、運営が社会保険庁から全国健康保険協会に移管されることとなっておりますが、詳細は別途ご連絡申し上げます予定でありますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 船員保険と労災保険の統合に係るリーフレットの送付について
（平 21.12.10 基労補発 1210 第 1 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）
2. 労災指定医療機関の皆様へお知らせ（リーフレット）
（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）
3. 船員保険の被保険者の皆様へ（リーフレット）
（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）
4. 医療機関宛て封筒（表面・裏面）



基労補発1210第1号
平成21年12月10日

社団法人日本医師会
常任理事 石井 正三 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

船員保険と労災保険の統合に係るリーフレットの送付について

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船員保険については、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月1日から、職務上疾病・年金部門が労災保険と統合されるに当たり、同日以降に船員が職務上（業務上）の災害又は通勤による災害を被った場合の療養の給付は、労災保険から給付されることとなりました。

つきましては、周知広報用のリーフレットを、厚生労働省から都道府県労働局及び全労災指定医療機関等あてに配布するとともに、厚生労働省ホームページに改正概要を掲載する予定としておりますので、貴会におかれましても、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

労災指定医療機関の皆様へお知らせ

平成22年1月1日から

船員保険と労災保険が統合されます。

船員保険の被保険者の方の

平成22年1月1日以降に発生した
職務(業務)上災害又は通勤災害の医療の給付は

労災保険から給付されます。

職務上の災害や通勤災害に船員保険は使えません。

診療報酬は、都道府県労働局に請求して下さい。

- 診療報酬は、労災診療費算定基準で算定して下さい。
- 他の労災患者の方と一連のものとして請求して下さい。
- 労災保険では、通勤災害の初診時自己負担金200円は徴収しないで下さい。
(労働局へは、初診時自己負担金相当額を控除しないで請求して下さい。)

詳しくは最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。



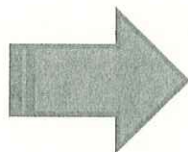
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

船員保険の被保険者の皆様へ

平成22年1月1日以降に
職務上（業務上）又は通勤によりケガ又は病気になっ
た場合には**労災保険**の適用となります。

これまでは、船員保険被保険者証を健康保険の指定する医療機関に提出して治療を受けること
となっていましたが、平成22年1月1日以降は、以下の手続きになります。

職務上又は通勤のケガや
病気で医療機関を受診す
る場合には……



労災保険の指定医療機関(※)に
以下の書類を提出してください。

- 職務上（業務上）の災害の場合
→ 療養補償給付請求書
- 通勤途上の災害の場合
→ 療養給付請求書

※ 労災保険の指定医療機関として、主要な港を有する市町村
の外科系の病院等はその大多数が指定されています。

よろしく
お願いします。



詳しくは 最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(封筒表面)



ゆうメール

労災指定医療機関の皆様へ

- 平成22年1月1日から、船員保険の一部が労災保険に統合され、船員の職務上災害又は通勤災害の医療の給付は、労災保険から給付されます。
- 統合後の取扱いをご案内するリーフレット等をお送りいたしますので、医療機関内に掲示いただくなどにより、変更内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

都道府県労働局一覧

北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25	青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-0023	盛岡市内丸7-25	盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1	仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3	秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1	山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46	福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31	茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4	宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7	群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2	ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1	千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎	03(3512)1620
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57	横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56		025(234)5925
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5	富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1	金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54	福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11		055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1		026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13	岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50	静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1	名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重	514-8524	津市島崎町327-2	津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6		077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451		075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67	大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3	神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387	奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田48	和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9		0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10	松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市下石井1-4-1	岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30	広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市河原町6-16	山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6	徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33	高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3	松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田1-39		088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20	佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1	住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-0008	熊本市二の丸1-2	熊本合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20	大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22	宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13-21	鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1	那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559

※ お問い合わせは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へ
 お願いします。

(返送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課